



品質保証
だより

無添加。何を添加していないのか、分かりやすい表示になります。

2024年4月、食品添加物の「表示のルール」が厳しくなり、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」に挙げられている10とおりの表示が禁止されます。10とおりの表示のうち、特徴的な事例を紹介します。生協は取引先と共に、適切な表示に取り組んでいます。

禁止される表示の例

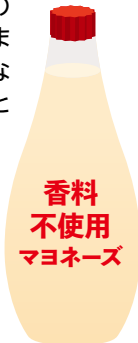
「無添加」とのみ表示すること

「無添加」のみの表示では、何が使われていないのか分かりません。添加物を全く使用していない場合を除いて、「無添加」と表示できません。



本来、使用することのない添加物を、不使用と表示すること

マヨネーズは、香料の使用が禁止されています。本来使用していないものを、「不使用」と表示できません。



「無添加だから健康によい」と表示すること

食品添加物が使われていないから、「良い」「おいしい」は根拠がありません。根拠のない表示はできません。



その他に、①「人工甘味料」「合成着色料」など食品表示基準に規定されていない用語の使用、②一括表示欄に比べ、過度に大きく目立つ色での強調などが、禁止されています。

これらの「**添加物無添加・不使用**」表示は、表示のない商品より優良と思わせてしまうので、禁止されます。

